福岡県森林環境税検討委員会の取材要領

1 会議の公開(取材)について

会議は原則非公開としておりますが、報道機関の取材については、委員長挨拶までとします。

ただし、委員の改選以降最初に開かれる委員会については、委員の紹介までとします。

2 取材手続

- (1)委員会の会議を取材しようとする方(以下「取材者」という。)は、会議の開始 30分前から会議の開始予定時刻までに、受付を済ませてください。
- (2) 取材者は、受付で必要事項を記入した上で、係員の指示に従い会場に入場してください。

3 取材者の遵守事項

取材者は、次の事項を遵守してください。

- (1)撮影位置は報道機関席から事務局席の間とし、事務局席を超えた位置での撮影はしないこと。
- (2)会議中は静粛に取材するものとし、会場内での発言、拍手その他の方法による公然たる賛否の表明をしないこと。
- (3) 会場内での飲食、喫煙、携帯電話の使用等、会議の秩序を乱す行為をしないこと。
- (4) その他委員会の会議を妨げる行為をしないこと。

4 会場の秩序維持

- (1) 会議を取材するにあたっては、委員長及び係員の指示に従ってください。
- (2) 上記3の規定に違反したときは、退場していただくことになります。

5 終了後の記者取材

委員会終了後に取材を望まれる報道機関の方は、委員会前日の17時までに担当課までご連絡下さい。